

ふじ 藤 た 田 こう 光 かん 寛

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文 第 179 号
学位授与年月日 平成13年11月22日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 インド・チベット仏教における瑜伽戒の思想とその展開

論文審査委員 (主査)

教授 磯田 熙文 教授 後藤 敏文
教授 中嶋 隆藏
助教授 桜井 宗信

論文内容の要旨

本研究は、インド中期大乘仏教の代表文献の1つ〈瑜伽師地論・菩薩地〉の中の第十章〈戒品〉を取り上げ、〈戒品〉本文と諸注釈書を解説し吟味して、この瑜伽戒の思想の特徴、および瑜伽戒のインド・チベットにおける受容と展開を考察し、インド・チベット仏教史上に占める瑜伽戒の位置とそれが有する意義の一端を明らかにすることを目的とする。

序論では、問題の所在、先行研究の概略、本研究の目的と方法を明らかにする。

インド・チベット仏教における大乘の菩薩戒については、この瑜伽戒、いわゆるアサンガ(無著)流と、〈入菩提行論〉や〈大乘集菩薩学論〉などに基づいたシャーンティデーヴァ(寂天)流とが、いくつかあった流儀のうちの二大系統であった。つまり、(1)アサンガ(無著)流、唯心流とは、マイトレーヤ(弥勒)、アサンガ、チャンドラゴーミンと伝統した瑜伽行の系統(広大行流)、(2)シャーンティデーヴァ(寂天)流、中観流とは、マンジュシュリー(文殊)、ナーガールジュナ(龍樹)、シャーンティデーヴァと伝統した中観の系統(甚深見流)である。インドの中期大乘仏教以降、及びチベット仏教では主にこの二系統の菩薩戒が儀軌類と共に受容されて展開したのである。希有なる2人の阿闍梨チャンドラゴーミンとシャーンティデーヴァとは、チベットでは、「最勝なる者2人」と言われ有名であった。

所要に応じて後者の中観流にも論及するが、本研究は前者の瑜伽戒についての文献を研究対象とする。

本論第一篇 第一章「瑜伽戒に関する諸文献をめぐって」では、チベット語訳注釈書、受戒儀礼のサンスクリット写本、敦煌から出土したチベット語写本について検討し、新しい知見を得ることが出来た。

第一節「瑜伽師地論菩薩地戒品に対するチベット語訳注釈書、最勝子註と海雲註」では、〈チベット大蔵経〉に収められた、所謂、最勝子（ジナプトラ）が著したとされる注釈書と海雲（サーガラメーガ）が著したとされる注釈書が同一であることを具体例をあげて実証した。その証明は、「あるチベット語訳の同一のテキストの異版間にみられる相違点のパターン」を整理して応用した。この「異版間にみられる相違点のパターン」の知識は、チベット語翻訳文献を解説する場合に不可欠であるから、このような実証は利便性のある試みである。そして両注釈書の原サンスクリット本が異なることの可能性を否定した。この両注釈書の著者名だけではなく、チベット語に翻訳した翻訳者名についても、流伝前期の〈目録デンカルマ〉（824年成立）に記載されたテキストと一致しないので、問題が伏在している。

第二節「Bodhibhadraが著わした菩薩律儀儀軌」では、〈チベット大蔵経〉の中観部に収められた「大乘の発心と菩薩律儀の儀軌」の5種の文献、すなわち、このボーディバドラ著〈菩薩律儀儀軌〉、ナーガルジュナ著〈発心儀軌〉（東北No. 3966）、ジターリ著〈発菩提心と誓願受持の儀軌〉（東北No.3968）、アテーシャ著〈発心と律儀との儀軌次第〉（東北No.3969）、アバヤーカラグプタ著〈菩薩律儀受持儀軌〉（東北No. 3970）、これら5文献を概観した。次に、〈戒品〉所説の瑜伽戒を取り入れている儀軌の1つ、ボーディバドラ（1000年頃）著〈菩薩律儀儀軌〉に対する未同定のサンスクリット語写本（Cambridge大学図書館蔵Or. 713(13)）の存在を指摘しその内容を考察し、所謂アサンガ（無著）流、唯心流の「瑜伽戒」と、所謂シャーンティデーヴァ（寂天）流、「中観流」との大乘戒の二系統を融合したものとされる受戒作法（従他受法、懺悔・三帰依・発菩提心・福德廻向の作法、自誓受法を説いた儀軌）を考察した。この大乘戒の二系統の融合・統合化の動向はすでにシャーンタラクシタ著〈律儀二十註〉において看取されうる。

最後に、この中観流の儀軌の1つ、ナーガルジュナ（7～8世紀に在世）著〈発菩提心儀軌〉の内容も検討して、インド・チベットにおける大乘菩薩戒の儀軌類の一端を明らかにした。

第三節「敦煌出土のチベット語写本」では、敦煌から出土したチベット語写本のうち、瑜伽戒の戒本のようなチャンドラゴーミン著（Stein tib. 673）と、現行の〈チベット大蔵経〉に収められていない〈菩薩律儀二十〉の注釈書（Stein tib. 633-1, 674）を同定し検討した。未同定であったこのStein tib. 674の考察が初めてなされた。ここで検討した3点の敦煌写本は、どれも不完全な完結しない写本であるが、チベットと同じく、8、9世紀頃の敦煌において瑜伽戒は菩薩戒本・羯磨本の如き実修的な〈菩薩律儀二十〉とともに流伝し学修されたことが確認できた。勿論、敦煌ではチベットと同じく、小乗戒は根本説一切有部のものであり、大乘戒は中国系では瑜伽戒、インド系では瑜伽戒が用いられたのである。

第二章「瑜伽戒の内容とその構造」では、この瑜伽戒はチャンドラゴーミンが著した実修的な〈菩薩律儀二十〉を用いて学修され、〈菩薩律儀二十〉とともに展開したのであって、この〈菩薩律儀二十〉の内容をその原点である〈戒品〉本文との関係を考慮しながら考察して、瑜伽戒の内容とその構造を明らかにする。

チャンドラゴーミン（約7世紀後半）は、八斎戒を守るgominの優婆塞となり、菩薩道を瑜

伽行の典籍にもとづいて教え、菩薩の理想を達成すべき模範と人々に考えられた人である。

第一節『『菩薩律儀二十』について』では、〈戒品〉本文で説く瑜伽戒の内容を二十の偈頌にまとめたチャンドラゴーミン著〈菩薩律儀二十〉を、その2種の注釈書、すなわち、シャーンタラクシタ（寂護）著〈律儀二十註〉とボーディバドラ著〈菩薩律儀難語釈〉とともに検討することによって、「慈悲心にもとづく利他の思想」を基底にもつ瑜伽戒の思想と特色を概観する形で明らかにする。

インドのナーランダ僧院の長老、シャーンタラクシタ（約725-790年頃）は、チベット王ティソン・デツェンの時にチベットに招かれて、779年、チベット人の出家者6（7）人（試みの6（7）人）に小乗（根本説一切有部）の比丘戒（具足戒）を授けただけではなく、サムイェー大僧院のトソツ発心院において、「菩薩の発心と〔菩薩の〕律儀」、すなわち大乘菩薩戒の発心と律儀、この場合はこの「瑜伽戒」を授けたのである。この瑜伽戒を授けたシャーンタラクシタが著した実修的な菩薩戒本・羯磨本の如き書物がこの〈律儀二十註〉である。

11世紀以降のチベット仏教の展開に重要な役割を果たしたアティーシャ（982-1054）には十数人の師がいる。その師のうち一人、ボーディバドラ（1000年頃在世）は、ヴィクラマシーラ僧院の北門の守護者ナーローパのあとをついだ長老であり、完全なる菩薩行を具足し、特に〈菩薩地〉に精通した人として有名であった。このボーディバドラが著したのが〈菩薩律儀難語釈〉である。チベットの流伝後期においては、この〈菩薩律儀難語釈〉が弟子のアティーシャによって影響を与えるようになった。

これらチャンドラゴーミン著〈菩薩律儀二十〉とその注釈書、すなわちシャーンタラクシタ著〈律儀二十註〉とボーディバドラ著〈菩薩律儀難語釈〉の校訂本は、本書の附篇に収載した。

第二節「瑜伽戒の構造とその特色」では、三聚浄戒、四種の他勝処法、四十四種の違犯を検討して、すべての有情に対する慈悲と利他の清浄意樂をもって善巧方便によって実践すべきことを説くこの〈戒品〉所説の瑜伽戒の、構造と特色を明らかにする。三聚浄戒（律儀戒、摂善法戒、饒益有情戒）と四他勝処法、四十四違犯との関係、四十四違犯の特徴、声聞・独覚の戒（小乗戒）と大乘菩薩戒、密教の戒との3者の戒の特徴と相異を考察した。

第三節「菩薩の別解脱律儀」では、「菩薩の別解脱（プラーティモークシャ）」という表現の概念を考察する。先の第一章第二節で検討したサンスクリット写本（Ms. Or. 713(13)）において、従他受法と自誓受法、懺悔・三皈依・発菩提心・福德廻向の作法を説く個所（すなわち第一部）と、〈優波離所問經〉中の声聞・縁覚乗の波羅提木叉と大乘の菩薩乗の波羅提木叉、両者の清浄戒と大破戒、大乘の者が瞋（dveṣa, she sdañ）の心によって戒を犯すのが最も重罪であること等を説く個所（すなわち第二部）とをあわせて「菩薩の別解脱」と呼んでいる。

このサンスクリット写本で言う「菩薩の別解脱」と、シャーンティデーヴァ（寂天）が著した〈大乘集菩薩学論〉で引用される經典「菩薩の別解脱」（東北No. 248）とでは全く内容が異なることが判明した。

一般に、菩薩の別解脱は学処の組織を欠き、声聞の別解脱とは異なるが、両者が区別される特徴の一つは菩提心にあることを窺い、次に、この「菩薩の別解脱」（東北No. 248）と略称される經典は、六波羅蜜の行を中心として、その他の種々なる菩薩の実践すべき徳目を四法ごとにまとめて説いたものであることが分かった。

第三章「瑜伽戒に見られる不善の肯定」では、瑜伽戒の密教的視点を考察する。菩薩の違犯44カ条のうちの第9条が考察の対象である。

第一節「瑜伽戒の七不善業の容認」では、一定の条件のもとであれば不善、悪を容認、肯定する思想は、中観流の〈大乘集菩薩学論〉や〈入菩提行論〉においても見られる。すなわち、利他のために食欲と相応した罪や、禁止された殺生、非梵行などを一定の条件のもとで容認することを説くのである。

ここでは、「不善の肯定思想」を唯心流の瑜伽戒に視点を置いて詳述する。そして、その後成した同じ瑜伽行派の文献〈大乘莊嚴經論〉と〈攝大乘論〉も検討する。〈大乘莊嚴經論〉で説く「有情のために食欲からなされた行為」の容認、〈攝大乘論〉で説く比喩的な表現である「十の不善なる行為」の容認思想の特別な意味を考察した。

瑜伽戒の第9条では十善のうちの殺生、偷盜、邪（不）淫、妄語、兩舌、悪口、綺語の七つの不善なる行為を行っても、有情に対する思いやりの心をもち利他のために善巧方便として行うのであれば、許されるとする。三毒のうちの食欲（rāga, chags pa）について、有情に対する食欲は愛情であり、愛愍をともなっているからである。〈優波離所問經〉にその典拠を求めることが出来る。

しかしながら、空の思想（一切の存在するものには実体がないこと）につらぬかれた大乘經典に説かれるこの大乘菩薩戒では、この現実社会で実際に身・口・意でもって不善なる行為を行っても許容されると説くのではない。大乘の菩薩はその意思や動機が純粹なる利他の精神に基づき、般若と善巧方便を伴い慈悲の心をもって利他のために実践すべきであると言うことを、比喩的・象徴的に表現されていると理解するべきである。

第二節「瑜伽戒で説く殺生について」では、前節で検討した7種の不善なる行為のうちの第一「殺生」について考察する。不殺生は一般的倫理の1つであるが、一定の条件のもとであれば殺生を容認するこの思想は、初期仏教以来内包されていたし、後の後期大乘仏教へと展開してゆくのである。

インド中期大乘仏教に属するこの〈戒品〉に説かれる「慈悲の心と善巧方便にもとづく殺生」は、直接には〈善巧方便經〉にまでさかのぼる。前節で述べた〈優波離所問經〉やこの〈善巧方便經〉は初期大乘經典の〈宝積經〉に属している。〈宝積經〉の素朴な原型は紀元後1世紀頃には存在したとされる。

勝義の立場、出世間レベルにおいてこのような殺生を容認する考え、つまり、「慈悲の心と善巧方便にもとづく殺生」の容認思想が、インド大乘仏教にも、さらにはそれ以後のインド後期大乘仏教、密教にも見られることの一端を眺めた。

第三節「方便を伴う十善戒 —〈大日經〉と〈菩薩地戒品〉における—」では、のちの中期密教經典〈大日經〉（7世紀）の「受方便学処品」で説かれる菩薩の十善戒の思想が直接的にはこの〈戒品〉の影響を受けていることを、この両文献の当該の記述内容を検討して確認して詳述し、大乘仏教思想にみられる密教への展開の一側面を窺った。あわせてインド・チベット仏教で〈戒品〉（śīla-ṣaṭṣaḥ, byañ chub sems dpañi tshul khrimis kyi leḥu）という題名で呼ばれている文献は、この〈菩薩地戒品〉を指していることを論じた。

〈大日經・受方便学処品〉と〈菩薩地戒品〉において普通の社会的価値観を転換させるような不善の行為を説く個所を取りあげ検討し、大乘の波羅蜜行の菩薩と真言行の菩薩に共通の、方便を伴った慈悲利他の立場に基づく十善戒の意味を考察した。この菩薩は一切の法は本来不

生なり（般若の空）とさとして無執着であり、悲（クリパー）にもとづいて善巧なる方便を実行すべきであるとされる。

第四章「チベット仏教における瑜伽戒の諸相」では、チベット撰述のこの瑜伽戒に関する文献を取りあげて考察する。

第一節「インド・チベット仏教における瑜伽戒の主要な文献」では、この（戒品）所説の大乗菩薩戒（瑜伽戒）がインド・チベットにおいて受容され流布したその展開を主要な文献を挙げて概観する。そして、第二節から第六節まで、チベット人による瑜伽戒に関する著作を検討して、チベット仏教における瑜伽戒のありようを窺う。

第二節「Grags pa rgyal mtshan 著〈偈頌二十の解説〉」では、サキヤ派の尊師タクパゲルツェン（Grags pa rgyal mtshan (1147-1216)）が著した〈偈頌二十の解説〉（チャンドラゴーミンの〈菩薩律儀二十〉に対する解説書）を取りあげる。

タクパゲルツェンは「梵行の優婆塞」の律儀を受持した人である。彼は主としてシャーンタラクシタ著〈律儀二十註〉に重点をおいている。

菩提心の二種の側面、すなわち誓願心と発趣心とを受持する儀軌を新しく挿入したこの文献の特徴をまとめて、そのシノプシスを和訳して提示し、その内容の理解に資するようにした。

第三節「ツォンカパ著〈菩提正道〉で説かれる受戒法」では、ゲールク派の開祖ツォンカパ（1357-1419）が著した〈菩提正道〉の第2章「一切戒の解説」のうち、戒を受ける方法（受戒法）の解説部分の和訳・検討を試み、〈戒品〉所説の瑜伽戒の受戒法の特徴を考察し、この瑜伽戒の受戒儀軌の展開を窺う。そして、〈菩提正道〉のシノプシスも和訳して提示し、このテキスト全体の内容を概観する。

当該の〈菩提正道〉では、菩提心をおこし、学處（学ぶべき条項）を修学し、六波羅蜜を実践し、菩薩律儀を受持することが、波羅蜜乗と真言乗とに共通して必要である。真言行者もこの菩薩律儀を受持すべきであるという観点から、ツォンカパによる〈戒品〉の解説がなされる。

大乗菩薩戒の二系統、(1)瑜伽行の系統と(2)中観の系統のうち、チベットの流伝前期では前者が菩薩行の指針であったが、流伝後期では両系統が比べられるようになる。シャキヤ・パンディタ（1182-1251）以後、サキヤ派は両系統を区別したが、ツォンカパは両系統を融合させようとした。

第四節「Dñul chu Dharmabhadra 著〈菩提正道の心髄〉」では、ゲールク派のグルチュ・ダルマバドラ（1772-1851）の講義を書き留めた〈菩提正道の心髄〉を検討する。

この〈心髄〉の内容は、(A)チャンドラゴーミン著〈律儀二十〉と、(B)シャーンティデーヴァ著〈大乘集菩薩学論〉中の彼自作の撰頌とに大別されうる。(B)ではツォンカパ著〈菩提正道〉と異なった見方で18根本罪がたてられる。

〈戒品〉に対するチベット撰述の注釈書3種はこの章の第二節から第四節までにおいて検討した。

第五節「サキヤ派の文献」では、サキヤ派が伝えるこの瑜伽戒の二系統（アサンガ流とシャーンティデーヴァ流）の相承系譜を紹介したのち、声聞・独覚の別解脱律儀（プラーティモークシャ・サンヴァラ）、大乗菩薩の菩薩律儀（ボーディサットヴァ・サンヴァラ）と密教の真言律儀（マントラ・サンヴァラ）との三律儀（ドム・スム）とその相互関係を中心主題とする文献において説かれる大乗菩薩戒の特徴（大乗の菩薩律儀は、一切有情に対する愛憐と悲愍を

もって、利他のために菩提を得たいと欲して六波羅蜜等を行ない、身口意の十不善等の過失を捨てることを本質とするものとする)を理解する。

次に、サキャ・パンディタ著〈三律儀細別〉に関する註釈を著作し、その後、その見解が権威あるものとして容認されたサキャ派のコラムパ・ソナムセンゲ(1429-1489)が述べる大乘菩薩戒の二系統の区別に関する見解を検討した。

彼は、菩薩律儀の受持に関して、①中観流として、ナーガールジュナ(7、8世紀に在世)著〈発心儀軌〉、ジターリ著〈発菩提心と誓願受持の儀軌〉、シャーンティデーヴァ著〈入菩提行論〉に基づいたサキャ・パンディタ著〈(中観流の)発心儀軌〉、②唯識流として、〈菩薩地戒品〉とチャンドラゴーミン著〈律儀二十〉に基づいたタクパゲルツェン著〈律儀二十註〉を推賞し、菩薩律儀に関する中観流と唯識流の区別を解説している。(1)儀軌の区別に関して、前行において、①中観の人は、〈入菩提行論〉に説かれる如く、7支分を行なう。②唯識の人は、チャンドラゴーミン著〈菩薩律儀二十〉(第1偈ab)に説かれた如く、“礼拝”と“供養の奉獻”との2だけを行ない、“罪惡の懺悔”等をなさない。①中観の人は、“障碍の質問”をしないが、②唯識の人は「(汝は)菩薩であるか？菩提に願を立てたか？菩薩の蔵母」云々と“障碍の質問”をおこなう。正行において、①中観の人は、発趣と誓願の両方を一緒に受ける。②唯識の人は、先ず誓願を受けてから、そののち菩薩蔵を学び、所学に通達し、行なえるならば(その誓願を堅持して)発趣の律儀を受ける。後行において、①中観の人は、「今日、私の生は実り多く」云々と、〈入菩提行論〉の第3章〈菩提心の摂受〉第25偈と第26偈を言って「自己歡喜」を修習し、「私は今日、救護者一切の」云々と、〈入菩提行論〉の第3章第33偈を言って、「他人の歡喜」を修習する。②唯識の人は、“啓白請証”をなす。その他、(2)菩薩律儀を与える授者、(3)受者、(4)所学、(5)懺悔の儀軌、これら各々の区別、特徴が分かった。

最後にサキャ派のゴルチェン・クンガザンポ(1382-1456)が著わした、中観流の発心を先に阿闍梨から得てその後に仏像の御前において自分で受ける場合の儀軌〈中観流の発心と自分で受戒する儀軌〉の内容を紹介して、コラムパが指摘する中観流の儀軌の特色を具体的に検討した。

本論第二篇「〈菩薩地戒品〉の研究—和訳と訳注—」では、〈戒品〉本文の和訳と訳注を提示して、瑜伽戒の思想と構造、意義、特徴を明らかにする。他の大乘菩薩戒(十善戒)や声聞戒との関連をも考察する。

結論では、如上の考察をまとめて整理し、今後の課題を展望した。

附篇には、特に本論第一篇第二章第一節「『菩薩律儀二十』について」で考察した次の3書の校訂本を収載した。

- A. Candragomin 著〈Byañ chub sems dpaḥi sdom pa ñi śu pa〉
- B. Śāntarakṣita 著〈Sdom pa ñi śu paḥi ḥgrel pa〉
- C. Bodhibhadra 著〈Byañ chub sems dpaḥi sdom pa ñi śu paḥi dkaḥ ḥgrel〉

この校訂本は、デルゲ版を底本とし、チョネ版、北京版、ナルタン版に加えてHphyiñ pa Stag tse Tanjur写本(『金写〈丹珠爾〉影印本』Vol.67:第150函、Ku帙、Nos.3581、3582、3583)、都合5本の版本・写本とを比較校合したものである。

このチャンドラゴーミン著〈菩薩律儀二十〉がインド・チベットにおける瑜伽戒の展開史の上で中心的な役割果たしたので、その注釈書2種とともに、その内容を理解しやすいよう整理してここに収めた。

本論文の末尾に参考文献の一覧を掲載した。

以上のように、第一篇、第二編、附篇に大別して〈戒品〉所説の瑜伽戒を考察した。

仏教者のあり方を規定する「戒」と「律」が仏教思想の基調にあると言ってよい。この瑜伽戒は、小乗戒を止揚して大乘の菩薩の立場にたち、それ以前の大乗戒の主流であった十善戒を越えて慈悲の心に基づく利他の行為を強調する点が大きな特徴である。この瑜伽戒がインド・チベット仏教史のなかで果たした役割は非常に大きく、大乘仏教の頓悟・漸悟論や瑜伽戒とその前の小乗律との関係、瑜伽戒とその後の密教の戒との関係など、広義においては、インド・チベット仏教史、仏教思想の根幹とも言える研究すべき多くの課題が残っている。本研究はその一端を窺った。

論文審査結果の要旨

本研究は、大乘菩薩戒における瑜伽戒の基本理念と儀軌作法を確立した『菩薩地、戒品 (Bodhisattvabhūmi, śīla-paṭāla)』（4世紀）とその注釈書類に基づき、それらと中観系、密教系の関連資料との比較・検討を通して、インド・チベット仏教におけるその展開と意義を跡づけたものであり、序論、本論・第一篇（前3章に各3節、第4章に5節）、第二篇『菩薩地、戒品』の和訳・註記、結論及び附篇より成る。

序論。まず、先行研究に触れ、直接に本論文に有益なものとして、羽田野伯猷、M.Tatzの一連の論文、著作を挙げる。その上で、これまでに未紹介の文献資料や、なお残されている課題を指摘し、本論の各章において考察するそれらの具体的な項目を挙げて全体の構成を概括する。

本論第一篇、第一章「瑜伽戒に関する諸文献をめぐって」、第一節「瑜伽師地論菩薩地戒品に対するチベット語訳注釈書、最勝子註と海雲註」では、チベット大蔵経に別書名、別著者名で収録されている両書が、同一の書であることを、デルゲ、ナルタン等の各異版を比較し、多くの具体例を示しつつ実証している。しかし、著者名と翻訳者名には問題が残ることを指摘する。

第二節「Bodhibhadraが著した菩薩律儀儀軌」。大乘の発心と菩薩律儀の儀軌に関する5書を挙げ、そのうちのBodhibhadra（1000年頃）のチベット語訳『菩薩律儀儀軌』（D No.3967、P No.5362）が、Cambridge写本（Or.713（13）；IHQ 7、1931）の3部からなるうちの第1部に同定しうることを、サンスクリット原典とチベット語訳との比較に基づいて証明している。またこの書は、『戒品』所説の瑜伽戒の儀軌と龍樹（7、8世紀）の『発心儀軌』とを融合しようとする点で重要であるという。

第三節「瑜伽戒に関する敦煌出土チベット語写本」。敦煌出土のStein蒐集本のうち、Stein tib.

673と、633-1、674（この2本は大蔵經に未収）を詳細に検討し、初めて、これをCandragominの『菩薩律儀二十』に関する断片であると比定した。

第二章「瑜伽戒の内容とその構造」、第一節「『菩薩律儀二十』について」。Candragomin（7世紀後半）は『戒品』の要義を20偈に纏めあげた『菩薩律儀二十』（D No.4081、P No.5582）を著作したが、本節では、この書に対する2大注釈書：Śāntarakṣita（8世紀）の『Vṛtti』とBodhibhadraの『Pañjikā』を参照しつつ、『律儀二十』の内容を逐一解説し、それぞれの特色と相違を指摘する。

第二節『瑜伽戒の構造とその特色』。瑜伽戒の内容構造は、律儀・摂善法・饒益有情の三聚浄戒とこれを具体的な形で示した四他勝処法と四十四違犯より成るが、この四十四違犯の特色を顕著に示めず第9条と三聚浄戒との関係について説明する。この第9条は、“一切の有情に対する憐愍の心（清浄な増上意樂）をもって、善巧方便として行うならば、殺生などの（七）性罪を犯しても違犯とはならず、大功德を生ずる”というものである。また、Atiśa（982-1054）の『一切三摩耶集』に説明する別解脱（小乗）律儀、（大乘）菩薩律儀、真言（密教）律儀の特色について、『戒品』と対応させて考察している。

第三節「菩薩の別解脱律儀（bodhisattva-prātimokṣa-saṃvara）」。同じ“菩薩の別解脱律儀”の語句を用いるが、先の（第一章第二節）Cambridge写本（Or.713）のそれは第1部と第2部を合わせたものを指し、中観系のŚāntideva（7世紀）の『Śikṣāsamuccaya』所引のそれは、実践の徳目を4法ずつに纏めて説く『Bodhisattvaprātimokṣa-nirdeśa』（D No.248、P No.914）を指し、両者はまったく別であることを指摘し、菩薩の別解脱は声聞のそのように組織的な学処を持たないが、誓願菩提心を持つという点で特色があるという。

第三章「瑜伽戒に見られる不善の肯定」、第一節「瑜伽戒の七不善業の容認」。『戒品』所説の四十四違犯の第9条（第二章第二節）の理念は他の大乘經・論にも見られるが、それらとの影響関係について論述し、殊に、これが『大日經、受方便学処品』に説かれる十善戒の理解に直接影響を与えたことを指摘する。

第二節「瑜伽戒で説く「殺生」について」。前節を受け、『戒品』以前の成立と考えられる『善巧方便經』を引用しつつ、「殺生」容認の根拠がこの經に説かれる“大悲と善巧方便”にあることを確かめている。しかし、この理念の起源については、なお問題が残されている。

第三節「方便を伴う十善戒—〈大日經〉と〈菩薩地戒品〉における—」。次いで、『戒品』の『大日經、受方便学処品』への影響について、両者を具体的に比較し、詳細に検討を加えて明らかにしている。

第四章「チベット仏教における瑜伽戒の諸相」、第一節「インド・チベット仏教における瑜伽戒の主要な文献」。瑜伽戒のチベットへの伝承は、『律儀二十』の『Vṛtti』を著したŚāntarakṣitaがチベットに招かれ、当地で比丘戒のみならず、『戒品』の菩薩戒をも授けたとされる“流伝前期”のそれと、Bodhibhadraの『Pañjikā』が弟子のAtiśaによってチベットに伝えられ、大きな影響を与えたとされる“流伝後期”のそれとに収束しようとしている。

第二節「Grags pa rgyal mtshan著〈偈頌二十の解説〉」。11世紀後半に成立し、その後有力な氏族教団を形成するSa skya派の五先師の一人であるGrags pa rgyal mtshan（1147-1216）の『偈頌二十の解説』を取り上げて内容と特色をまとめ、それがŚāntarakṣitaの註解に依ることを確かめている。

第三節「ツォンカパ著〈菩提正道〉」で論ずる受戒法」。Dge lugs派の開祖・Tsoṅ kha pa（1357-

1419) の著した『戒品』の註釈『菩提正道』(Toh.No.5271、P No.6145)の全体を概観し、殊に第2章「一切戒の解説」のうち、受戒法の解説部分を翻訳し、検討して、唯識・無著系と中観・寂天系を融合させようとしている点に、この書の特色があるとしている。

第四節「Dñul chu Dharmabhadra著(菩提正道の心髓)」。同じくDge lugs派のDñul chu Dharmabhadra(1772-1851)の講義録『菩提正道の心髓』の梗概を示し、寂天の『Śikṣāsamuccaya』の解説中に、Tsoñ kha paとは異なった“18根本罪”説が見られるなどの特色を指摘している。

第五節「サキヤ派の文献」。Sa skya派の伝承における“発心儀軌”の相承の一例として、Nor chen Kun dgaḥ bzañ po(1382-1456)の『聴聞録』に依って、その系譜を掲げ、また、彼の“中観派の発心儀軌解説”の内容を紹介している。更に、元朝初代の顧問僧・Hphags paの叔父、Sa skya Paṇḍita(1182-1251)の『三律儀細則』及び、新Sa skya派を代表する一人、Go ram pa(1429-89)の註解を取り上げ、菩薩律儀の受持などに関して、Tsoñ kha paとは異なり、唯識流と中観流を区別する立場で説明する点に特色があると指摘して、儀軌、授者、受者、所学、違越時の改悔儀軌に関する両流の区別について、Go ram pa自身の解説の要点を略述している。

本論第二篇「〈菩薩地戒品〉の研究—和訳と訳註—」は、著者自身がその作成に分担者として加わった、梵・蔵・漢三者対校による『戒品』の校訂テキスト及びチベット訳海雲註に基づく和訳・註記よりなる。

結論では、これまでの論述を纏めた上で、今後の課題に触れている。

附篇には、瑜伽戒の伝承に中心的な役割を果たしたCandragominの『菩薩律儀二十』、ŚāntarakṣitaとBodhibhadraの2註釈を、チベット訳5種異版(デルゲ、チョネ、ナルタン、北京、Hphyiñ pa Stag tse写本)を校合して収めている。

部派(小乗)系の戒律、後期密教系の戒律などとの関わりを含め、なお多くの課題を残しているが、本研究は、従来、史的、体系的に扱われることのほとんどなかった、4・5世紀以後のインド・チベットにおける大乘菩薩戒の研究として、今後の斯学の発展に資するところが極めて大きい。

よって、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。